

第2 タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業(重点実施医療機関)

1 目的

本事業は、勤務環境改善の必要性が特に高い医療機関の自主的な取組の支援を行う。

2 実施主体

本事業の実施主体は、「タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業(重点実施医療機関)公募要領」により選定された団体とする。

3 事業内容

医療機関における直近3ヶ月間の時間外労働が平均60時間以上の医師の時間外労働を削減するために行う勤務環境改善の取組の実施(詳細は別紙2のとおり)。

4 事業に付随する事項

(1) 定例会の実施を行うこと

補助事業者は、厚生労働省の求めに応じ定期的に打ち合わせを行う。

補助事業者は、打ち合わせの際、事業の進捗状況を報告すること。

(2) 補助事業者は、実施した勤務環境改善策における具体的な事例の記

録、費用対効果を含む効果に関する測定データ及びデータ等から抽出された課題等をまとめ、その内容を厚生労働省に提出するものとする(効果は直接的効果のみに限らず間接的効果を含む)。提出に際しては、他の医療機関での同様の取組に資するようパワーポイント等を用いた取り組みと効果を示した資料を作成し、さらにはホームページ等でも掲載できるよう資料を適宜加工すること。

(3) 事業実施後3年間は厚生労働省の求めに応じ、3の事業の効果について報告すること。

5 事業期間

事業期間は、補助事業者として選定された日から令和2年3月31日までとする。

タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業（重点実施医療機関）の補助
対象事業について〔実施要綱 第2 - 3 関連〕

○ 以下に掲げる事項のうち、3つ以上の取組を行うことを対象とする。

- ・ I C T等勤務環境改善に資する機器の導入
- ・ 勤務間インターバルの導入
- ・ 当直明け勤務負担の緩和
- ・ 特定行為研修制度における領域別パッケージ研修※の受講
- ・ 医師事務作業補助者の研修の受講
- ・ 医師事務作業補助者の直接雇用

（診療報酬で算定されない医師事務作業補助者1名以上を、当該医療機関が常勤職員として直接雇用することを対象とする。）

- ・ 看護補助者の直接雇用

（診療報酬で算定されない看護補助者1名以上を、当該医療機関が常勤職員として直接雇用することを対象とする。）

- ・ コンサルタントによる業務改善（効果測定・助言等）
- ・ その他勤務環境の改善に資する取組

※ 「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）別表第4の備考第5号」に規定する特定行為研修の一部を免除した研修

○ 医療機関において、新たに実施する取組のみを対象とし、既に実施している取組は対象とならない。

○ 事業の応募にあたっては、直近3ヶ月間の時間外労働が平均60時間以上の医師の時間外労働時間を削減するための具体的な目標を示した事業計画書の提出を必要とする。また、事業完了後には、事業の実施による具体的な効果を数値等で示した事業報告書の提出を必要とする。